

保険相互会社をめぐるエピソード(4) 中央生命 相互会社形態の欠陥露呈？

わが国では、戦後しばらくの間、相互会社は生命保険会社に相応しい企業形態であると考えられていた。それには理由がないわけではない。第一に、旧保険業法では、株式会社から相互会社に組織転換する規定は存在したが、その反対の規定はなかった。第二に、敗戦直後に金融機関再建整備法の下で、多くの生保が、新会社の企業形態として相互会社を選択したという事実。最後に、戦前の生保募集において契約者配当をめぐる相互会社の優位が喧伝されていたことがあげられる。

多くの生保が、株式会社の旧会社を解散し、新会社に相互会社形態を採用して再出発した事情については、ここでは深く追求しない。しかし、相互会社形態の採用に、当時の生保関係者の間に抵抗がなかったことは事実である。

高度成長期の生命保険の教科書には、生命保険は、大数の法則によって保険引受リスクが極めて小さくなるので設立時の基金を償却することができ、その結果、「助け合い」である生命保険では、契約者が会社を所有する相互会社形態がふさわしい、という記述がみられた。相互会社では、企業の剰余は契約者配当として契約者（所有者）に還元される。理屈からいえば、株式会社が株主配当を剰余から控除する部分がないというメリットが契約者に生じる。したがって、生命保険においては、相互会社が株式会社に勝るということになる。

ところが、理論的にいえば、相互会社と株式会社は企業形態論的にどちらが優位であるとはいえない。大数の法則により保険引受リスクがゼロとなるわけではないので、相互会社の破綻リスクが残る。このリスクは、契約者（所有者）が「保険金削減規定」によって負担することになっていた。これに対して、株式会社には「保険金削減規定」はなく、破綻リスクは株主が負担した。株主配当はその見返りというわけだ。

改正保険業法では、この二つの企業形態の「平等化」が試みられた。相互会社から株式会社への組織転換の規定を設けたのである。だが、改正保険業法が「平等化」をおこなったにもかかわらず、相互会社の「保険金削減規定」が保険業法から削除された。これは、契約者保護という強い潮流と組織構成法のロジックが正面衝突したものであった。

ただし、その後、保険会社の破綻時には、既存契約の「予定利率の引き下げ」というかたちで、「保険金削減規定」が復活した。組織構成法の観点からみれば不可解なことに、この規定は、相互会社だけでなく、株式会社にも適用されることになった。

専門的な話になって恐縮である。保険業における企業形態の研究にはまだ未解明な課題が残っているが、今回とりあげた中央生命相互会社（以下、中央生命と略記）の事例では、相互会社形態に内在していた陥穽が明らかにされる。

中央生命は、1913（大正2）年に開業した。生命保険相互会社としては、第一、千代田、國光、蓬萊、東海に次いで6番目の会社である。新契約高の推移をみると、大きな落ち込みの時期は少ないものの金額的に他社、とくに國光や東海と比べて目覚ましいものではない（掲載のグラフを参照。なお國光生命については、次の連載で取り上げる予定）。

設立期の営業報告書が管見のかぎり見当たらないが、第4回の「営業報告摘要」1916(大正5)年からは入手できる。その時点で、前田利定子爵が取締役社長に就任しているが、設立当初に社長に選任されていたものと思われる。

保険実務を専門に担当したのは、尾崎庄兵衛である。彼は、1917(大正6)年12月20日の取締役会において、総務部長から支配人に昇格した(第5回「営業報告書」を参照)。1920(大正9)年には取締役兼支配人となり、1922(大正11)年に常務取締役、そして1924(大正13)年には専務取締役となり、1926(大正15)年までそのポストにとどまった。(当時の「営業案内」二種を参照)。

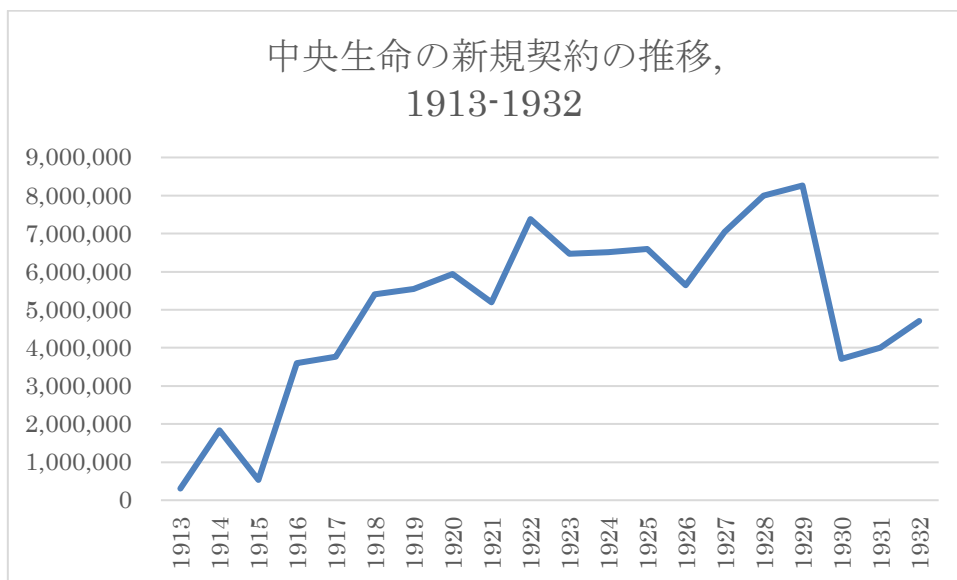
磯野正登が取締役兼支配人に就任し、保険実務の経営を任されたのが、1926(大正15)年のことであったが、くしくもこの時期に、同社の「買収」が行われたようだ。同時代の保険評論によれば、「中央生命は此頃専務の椅子を買ったとか売らぬとか、時ならぬ話題を提供して、一寸有名になった相互会社」(稲見泰治『保険はどこへ』文雅堂、1926年、110頁)とある。続けて、「本当に売ったか否かは知らぬが、従来専務尾崎庄兵衛君が副社長と云ふ隠居所を作ってそこへ引込み、是まで縁も因もなかった筈の佐藤重遠君が新たに入って専務となった外、重役の大改選」(同、110頁)を行ったという。

「営業報告書」の基金拠出者名簿を確認すると、1926(大正15)年に、佐藤重遠が筆頭の大口拠出者となっている。つまり「買収」が意味するところは、大口の基金拠出者となることだったのである。ところで、株式会社と異なり、相互会社の基金拠出者は所有者ではない。法人の「社員」は契約者であり、契約者から選出された者による評議員会が、株主総会に相当する機関である。そもそも大口基金拠出者が会社を支配するという法的根拠はない。

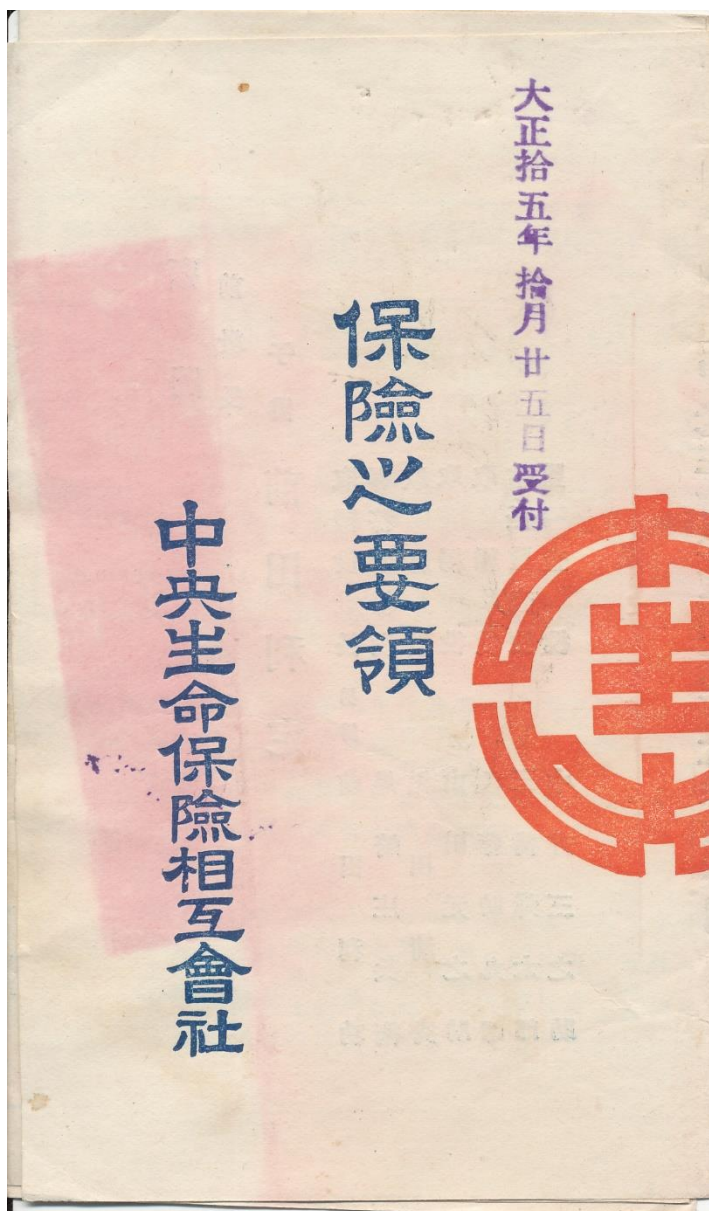
ともあれ、このような方法で、経営の実権を握った佐藤重遠は、同社の資産を流用した。大阪毎日新聞は次のように報じている。「中央生命、共同生命、旭日生命の三保険会社を中心とする不良保険会社退治は佐藤重遠代議士の収容について旭日の社長小口今朝吉氏の強制処分による収容によって一進展を見た」(昭和2年12月21日付)。さらに、虚業家の歴史研究に詳しい小川功は、佐藤重遠は中央生命の預金約30万円を引き出し、勝手に流用した上、更に星製薬会社などへ不当貸付を行ったと指摘している。(小川「投機的資本家衆参与銀行乗取一芸備銀行株主総会紛糾事件を中心として」『彦根論叢』、312号、2頁)

中央生命の第15回「営業報告書」によれば、1927(昭和2)年7月に数次の臨時評議員会を開催し、鈴木重遠が更迭されるなど、役員の大改選を行ったことが書かれている。翌年からは、刷新された役員で経営にあたった(昭和3年の年賀状を参照)。

中央生命の事例は、相互会社のガバナンスの欠陥を突いたものといえる。大口の基金拠出は支配の法的根拠ではない。しかし会社経営に影響力を及ぼさないと断言できない。実際に、中央生命は、佐藤重遠の手中に落ちたのである。戦前の生命保険相互会社の失敗例は、相互会社のガバナンス・コストがいかに大きかったかを示すものである。戦後において、この欠陥は、総代会等の機構改革や適切な情報開示の促進によって補完されることになる。



(出典) 筆者作成。



(史料) 中央生命「保険之要領」(1)



保險之要領

道路は左側  
保険は中央

社本



内の丸 京東

健康ニ保險

保險は不安の  
豫防注射

處世に信用  
人生に保險

本社 東京市麹町區八重洲町(丸の内仲通十四號)

東京支社 東京市麹町區八重洲町(本社内)

大阪支社 大阪市南區末吉橋通一丁目十八番地

京都支社 京都市七條通大宮東入

名古屋支社 名古屋市中區玉屋町一丁目十番地

中國支社 岡山市内山下十八番地

福岡支社 福岡市下名島町十四番地

北陸支社 金澤市南町七十六番地

仙臺支社 仙臺市南町三十一番地

北海道支社 札幌市北三條西七ノ一番地

支社	電話
東京	電話 牛込 四七〇二番
大阪	電話 船場 二四九二番
京都	電話 五條 二四〇二番
名古屋	電話 五條 二四〇二番
中國	電話 山崎 二四〇二番
福岡	電話 山崎 二四〇二番
北陸	電話 山崎 二四〇二番
仙臺	電話 山崎 二四〇二番
北海道	電話 山崎 二四〇二番

(史料) 中央生命「保險之要領」(2)



(史料) 中央生命、昭和3年の契約者向け年賀状